

休日夜間応急診療所POSレジシステム（自動釣銭連携型）等賃貸借契約書（案）
（長期継続契約）

奈良市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、次の条項により休日夜間応急診療所POSレジシステム（自動釣銭連携型）等（以下「機器等」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者が機器等を発注者の使用に供し、発注者がこれを借り受けることを目的とする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（契約対象物件及び設置場所）

第3条 契約対象物件及び設置場所は、次のとおりとする。

（1）物件及び数量

休日夜間応急診療所POSレジシステム（自動釣銭連携型）等賃貸借契約にて
調達する機器等 一式

【明細は、別紙「機器等明細書」のとおり】

（2）設置場所

奈良市柏木町519番地の28 奈良市立休日夜間応急診療所

（賃貸借料）

第4条 この契約に係る賃貸借料は、月額金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円））

（契約期間全体の執行予定額は、金 円）

2 前項の消費税及び地方消費税は、消費税率の改正があったときは改正後の税率による。
ただし、経過措置の適用がある場合は、従前の税率を適用するものとする。

（賃貸借料の支払）

第5条 賃貸借料は、毎月払いとし、受注者は、毎月10日までに前月分の賃貸借料の支払を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者から賃貸借料の適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を受注者に支払わなければならない。

3 発注者の責めに帰すべき理由により賃貸借料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、

未払金額につき遅延日数に応じて、年 3.0 パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が 100 円未満であるときは、この限りでない。

（契約保証金）

第 6 条 契約保証金は、奈良市契約規則第 23 条第 2 項第 3 号に該当するものとして免除する。

（機器等の搬入出等）

第 7 条 機器等の搬入出、設置、機器等の調整等は、受注者の負担により行うものとする。

（機器等の保守等）

第 8 条 発注者は、機器等を正常な状態で使用できるよう、発注者の負担において機器等の保守を行わなければならない。

2 前項の保守業務は、発注者が別途契約を締結する事業者が行う。

（立入り）

第 9 条 受注者及び指定業者並びにこれらが使用する者は、第 7 条の搬入出等及び前条第 1 項の保守等に係る作業のため、発注者の承諾を得て機器等の設置場所に立ち入ることができる。この場合において、設置場所に立ち入ろうとする者は、社員証等を発注者に提示し、発注者が定める管理規則に基づいて入退出するものとする。

（管理上の注意）

第 10 条 発注者は、機器等の設置場所を、あらかじめ製造業者が申し出た基準により、機器等のための良好な環境を保持し、この契約が完了するまで、善良な管理者の注意をもって機器等を管理するものとする。

（他の機械器具の取付け等）

第 11 条 発注者は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ受注者の書面による同意を得るものとする。

- (1) 機器等に他の機械器具を取り付ける場合
- (2) 機器等を改造する場合

（調査等）

第 12 条 発注者は、この契約に基づく機器等の操作方法の指導及び保守について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、その実施について受注者に必要な指示をすることができる。

（機器等の所有権）

第 13 条 機器等の所有権は、受注者に属し、受注者は、機器等に自己の所有物である旨を表示するものとする。

2 発注者は、機器等が受注者の所有であることを示す表示等を損傷する等の行為をしてはならない。

3 受注者は、発注者が故意又は過失によって機器等を毀損、破損又は滅失したときは、その賠償を発注者に対し請求することができる。この場合において、第15条の動産総合保険で補償された損害について、受注者は、発注者に対して賠償請求することができない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第14条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(保険)

第15条 受注者は、受注者の費用で機器等に動産総合保険を付するものとする。

(秘密の保持)

第16条 受注者（指定業者及びその従業員を含む。以下、本条において同じ。）及びその従業員は、この契約を履行するうえで知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 受注者及びその従業員は、個人情報の取扱いについて、別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約の終了又は解除後においても、また同様とする。

(再委託の禁止)

第17条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託してはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わそうとするときは、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けなければならない。

(受注者への通知)

第18条 発注者は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく受注者に通知するものとする。

(1) 機器等に関する受注者の権利を侵害するような事態が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。

(2) 機器等の盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(損害賠償)

第19条 受注者は、その責めに帰する理由により、この契約の履行に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するこ

とができる。

- (1) 受注者がこの契約事項に違反したとき。
- (2) 受注者がその責めに帰する事由によりこの契約における義務を履行しないとき、又は履行する見込がないと認められるとき。
- (3) 受注者が正当な理由なく契約の履行を遅延したとき。
- (4) 受注者が契約の履行に際し、不正な行為をしたとき。
- (5) 受注者が正当な理由なく発注者による検査、検収、監督等の職務を妨害したとき。
- (6) 受注者が故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。
- 3 発注者は、第1項の規定により、本契約を解除しようとするときは、事前にその理由を記

載した書面により受注者に通知するものとする。

4 発注者は、第1項の規定により、本契約を解除したときは、違約金として賃貸借料の総額から完了部分の額を控除した金額の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

5 前項の違約金の請求は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

(受注者の解除権)

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

(機器等の引き取り)

第22条 第2条、第20条、第21条の規定により、この契約が終了した場合は、受注者は速やかに機器等を引き取らなければならない。

2 受注者は機器等の記憶媒体装置については、分解・粉砕・溶解・焼却・細断などの物理的な破壊により復元が不可能な状態とし、当該破壊の証拠写真を添付した完了証明書を提出するものとする。もしくは一般的に入手可能な復元ツールの利用によっても復元が困難な状態に消去を行ったうえで引き取りを行い、物理的な破壊を実施し、当該破壊の証拠写真を添付した完了証明書を提出するものとする。

3 受注者が第1項の引き取りをするときは、発注者はその作業が円滑に遂行されるよう協力するものとする。

(談合その他不正行為による解除等)

第23条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 第20条第2項から第5項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

(談合等に係る違約金)

第24条 受注者は、この契約に関して、第23条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに問わず、賃貸借料の総額の10分の2に相当する金額

を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

（予算の減額等による契約の変更等）

第25条 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以後において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、発注者にその損害の賠償を請求することができる。

3 前項の損害の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（管轄裁判所）

第26条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審裁判所とする。

（協議）

第27条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲 川 元 庸

受注者